

## 第2章 給水装置の定義

### 1 定義 (条例第3条第1号)

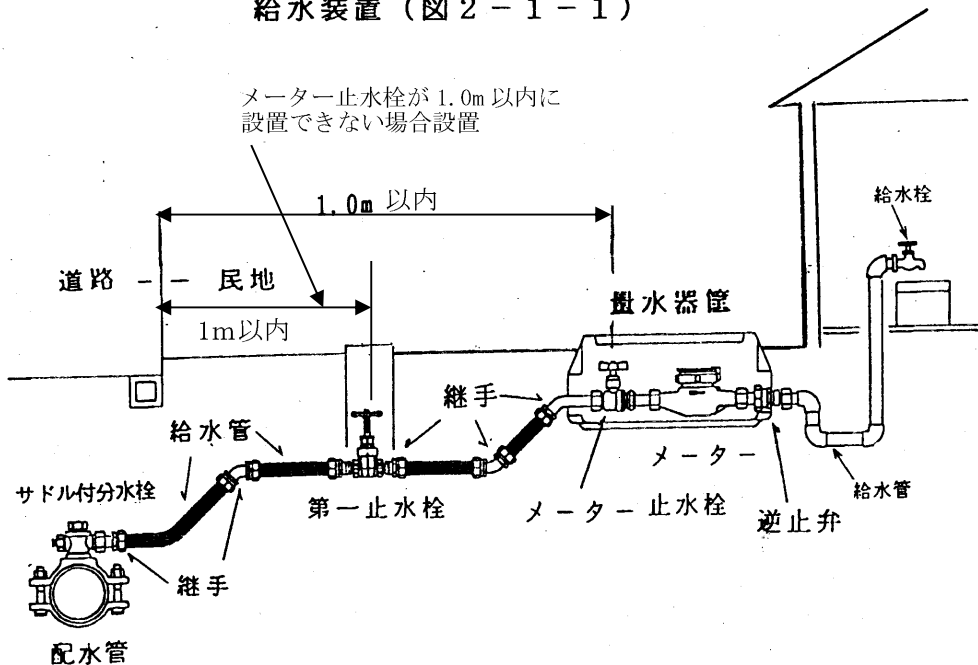
#### (1) 給水装置

給水装置とは配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

給水管とは、配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、弁類等及び給水栓類、湯沸器等の用具をいう。又、直結する給水用具とは給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水する給水栓・湯沸器等の給水用の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。

なお、受水槽式給水方法における受水槽以下の給水装置は法第3条第9項でいう給水装置でないが、形態的、物理的には何ら変わることがなく一般給水装置と同等に指導する。又、受水槽以下の給水装置については所有者及び代理人が責任をもって保守管理にあたり、常に正常な給水設備を保持しなければならない。

給水装置 (図2-1-1)



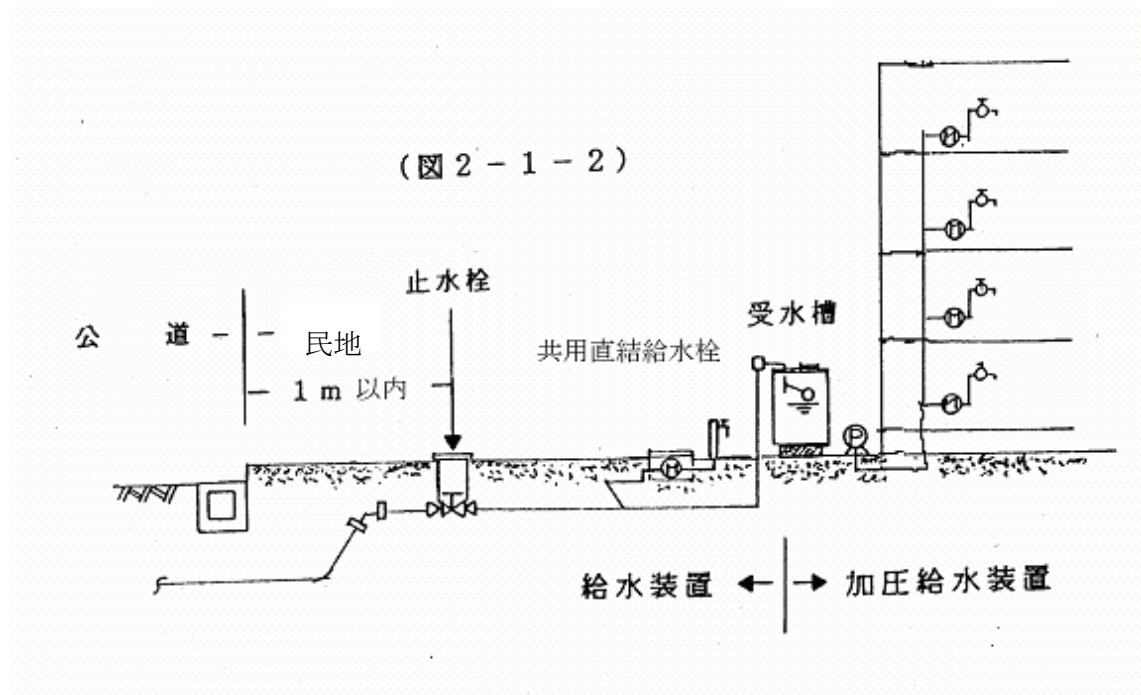
## 解 説

給水装置は、水を使用する箇所、器具に直接水道水を供給する装置であり、水道事業管理者の布設した施設とは異なり、工事費の全てが使用者の負担で施工される。

しかし、給水装置は施設の重要度においては、他の水道施設といささかも劣るものではなく、各家庭の給水栓まで汚染されることなく供給しなければならない。そのため、水質保持のためにきびしく規制されるものである。

構造、材料等について、法令に基づいたもので、器具も規格品又は承認済みのものを使用する外、給水装置工事の施工にあたっては逆流や汚染の原因とならぬよう充分留意しなければならない。

### (2) 受水槽式加圧給水装置



#### (注)

- ① 加圧装置を1戸で専用する場合はメーターを受水槽の上流側に設置する。(1棟単独での使用に限る)
- ② 加圧装置を2(戸・世帯)以上で使用する場合は、メーターを収容計画世帯の全てに受水槽の下流側に設置する。(条例第21条第2項)

## 2 給水工事の種類

- (1) 新 設 新規に給水装置を設け、条例第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する加入金を納入し、メーターを設置する工事。
- (2) 増 設 既設の給水装置の変更を伴わないで既設の給水装置に給水管、給水栓、給水用具を増やす工事
- (3) 改 造 既設の給水装置の原形を変更するもので次の工事をいう。
  - ① 家屋の改築等により、給水装置の現状を変更する工事。
  - ② メーターの位置を変更する工事。
- (4) 口径変更 家屋等の改築等に伴い条例第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する既設メーターとの差額の加入金を納入し、既設給水管及びメーターの口径を拡大する工事。
- (5) 逆口径変更 家屋等の改築等に伴い既設給水管及びメーターの口径を縮小する工事で条例第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する新設メーターとの差額の加入金は返却しない。
- (6) 撤 去 給水装置が不要になった場合、既設給水装置を配水管等の分岐部から全部を取外す工事。
- (7) 廃 止 メーターを撤去する工事で、条例第 37 条第 1 項、第 2 項に規定する加入金は返却しない。
- (8) 取出先行 敷地の将来の予定に併せて、民地内の止水栓まで給水管を先行して布設するもの。
- (9) 舗装先行 道路の舗装等改良工事等に伴い、民地内の止水栓まで給水管を先行して布設するもの。
- (10) 取出変更 配水管等の分岐部から給水管を取り直しをする工事で、メーター位置の変更を伴う場合もあるが、それより内部の給水装置の変更はなく、メーターの口径変更を伴わないもの。
- (11) 分 譲 分譲地の宅地造成に伴い、各宅地敷地内の止水栓まで、給水管を先行して布設するもの。
- (12) 防火水槽 消防水利としての防火水槽への給水工事。
- (13) 消火せん 消防水利としての消火せん設置工事

### 3 給水工事の手続

